

# 福井県自転車活用推進計画の概要

## ～自転車で県民イキイキ、来県者ワクワクの福井県～

令和2年3月策定  
福井県地域戦略部  
交通まちづくり課

### 1. 位置付け

自転車活用推進法第10条に基づき、本県の自転車の活用の推進に関する基本計画として福井県自転車活用推進計画を策定。 計画期間：令和2～6年度（5年間）

### 2. 現状・課題

- (1) 利用状況…自家用車の利用割合が高く、全国に比べて自転車の利用頻度が低いため、自家用車から自転車への利用の転換が必要。
- (2) 利用環境…自転車利用を増やすため、自転車通行空間の整備や公共交通機関との接続性の向上が必要。
- (3) サイクルツーリズム…サイクリング環境の向上のため、休憩拠点やルート案内の充実等が必要。
- (4) 安全・安心…自転車事故件数は減少傾向。継続して交通ルールの周知等を実施することが必要。

### 3. 計画期間中に実施する主な施策

#### 目標1. 自転車利用者に優しい環境づくり

- 自転車通行空間の計画的な整備と保全
    - ・市町自転車活用推進計画の策定を推進
    - ・自転車利用の多い路線を中心に、路面表示等の設置や補修による安全性の確保
  - 公共交通機関、商業施設等との接続強化
    - ・駅等でのシェアサイクル整備を支援、公共交通機関と組み合わせた利用のPR
    - ・I o Tの活用による、手軽に貸出・返却可能なシェアサイクルの利便性向上
    - ・自転車利用者に無料サービスを提供する「自転車の駅」の充実・拡大
- ◆指標：利用環境に対する満足度の向上（36% → 40%）  
レンタル・シェアサイクル拠点の増加（69か所 → 100か所）

#### 目標2. 自転車と暮らすライフスタイルの推進

- 日常的な利用に向けた広報啓発
    - ・日常的な自転車利用による健康増進の広報啓発
    - ・スマートムーブ（環境に優しく賢い移動手段）として利用を広報啓発
  - 自転車通勤の促進
    - ・企業に対する自転車通勤のメリット等の広報啓発
    - ・公共施設を利用したパークアンドサイクルライドの推進
    - ・「カー・セーブ運動」によるマイカー通勤から自転車通勤への転換
  - サイクリングやサイクルスポーツの振興
    - ・気軽に参加できるサイクリングイベントの開催等、レクリエーションとして利用を推進
  - 自転車に親しむ機会づくり
    - ・地域でのイベント開催などを行うサイクリングリーダーの養成
- ◆指標：週に1日以上自転車を利用する人の割合（39% → 45%）

#### 目標3. サイクルツーリズムの推進による観光振興

- 受入環境のさらなる整備充実
    - ・サイクリングモデルルートを嶺北・嶺南各1ルート設定し、計画期間中に重点的に走行環境を整備
      - ①三方五湖周遊ルート  
三方五湖の湖畔の景色が楽しめるルート
      - ②福井・坂井・永平寺観光地アクセスルート  
福井市中心部から一乗谷朝倉氏遺跡、東尋坊、大本山永平寺をむすぶルート
    - ・北陸地域の海岸線、三方五湖と琵琶湖など近隣県のサイクリングルートと連携
    - ・観光地や景色の良い場所を走行するサイクリングルートの設定、マップ作成やHP等による情報発信
    - ・サイクリストが安心して宿泊可能な環境を整えるなど国内外から訪れるサイクリストの受入環境整備
    - ・サイクルトレインの利用拡大と新規運行
  - サイクリングイベントのPR強化
    - ・観光協会等と一体となったプロモーションやHP等による情報発信の強化
- ◆指標：レンタル・シェアサイクルの年間利用者（12千人→15千人）

#### 目標4. 自転車事故の無い安全で安心な社会の実現

- 自転車利用者に対する交通安全意識の向上
    - ・交通安全県民運動期間等に「自転車安全利用五則」など自転車の通行ルール等の周知
    - ・小中学生、高校生に対する交通安全教室開催等の推進
    - ・自転車利用者や自転車貸付業者等に対し、自転車保険への加入を促進するための広報啓発
  - 自動車運転者に対する交通安全意識の向上
    - ・自動車と自転車がかともに安全に車道を通行できるよう配慮を求めるなど、自動車運転者に対する広報啓発
- ◆指標：自転車事故発生件数の抑制（年間127件 → 年間127件以下）  
交通安全教室を実施している小・4中学校、高校の割合（97% → 100%）

# 自転車活用推進法の概要

## 目的・基本理念

(1・2条)

### <目的>

- 基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること

### <基本理念>

- 自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること
- 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと
- 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
- 交通の安全の確保が図られること

## 国等の責務

(3・4条)

- 国は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施する
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 国・地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民・住民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める

## 公共交通関係事業者の責務等

(5～7条)

- 自転車と公共交通機関との連携の促進等に努め、国・地方公共団体が実施する自転車活用の推進に関する施策に協力するよう努める
- 国、地方公共団体、公共交通関係事業者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて相互に連携を図りながら協力するよう努める

## 基本方針

(8条)

- ①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備
  - ②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し
  - ③シェアサイクル施設の整備
  - ④自転車競技施設の整備
  - ⑤高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
  - ⑥自転車安全に寄与する人材の育成及び資質の向上
  - ⑦情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
  - ⑧交通安全に係る教育及び啓発
  - ⑨自転車活用による国民の健康の保持増進
  - ⑩学校教育等における自転車活用による青少年の体力の向上
  - ⑪自転車と公共交通機関との連携の促進
  - ⑫災害時の自転車の有効活用体制の整備
  - ⑬自転車を活用した国際交流の促進
  - ⑭観光旅客の来訪の促進その他の地域活性化の支援
- 等の施策を重点的に検討・実施する

## 自転車活用推進計画

(9～11条)

- 政府は、基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告する
- 都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める

## 自転車活用推進本部

(12・13条)

国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長は国土交通大臣、本部長は関係閣僚をもって充てる(併せて国土交通省設置法の一部改正(附則5条))

## その他

- 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする(14条)
- 自転車活用推進を担う行政機関の在り方について等の検討(附則2・3条)
- 市区町村道に加え、国道及び都道府県道についても自転車専用道路等を設置するよう努める旨の自転車道の整備等に関する法律の一部改正(附則4条)

施行期日:公布の日(平成28年12月16日)から6月以内で政令で定める日(附則1条)